

(目的)

第1条 この要綱は、大型工事等の安定的施工を図るため、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に、共同企業体を参加させることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 指定大型工事 土木工事及び建築工事にあつてはおおむね6億円以上、設備工事等にあつてはおおむね3億円以上の工事のうち、特定建設工事共同企業体に発注することを適当と認めて呉市入札参加業者選定委員会が指定したものをいう。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第3条 市長は、指定大型工事を発注しようとするときは、その都度、特定建設工事共同企業体を結成させるものとする。

(特定建設工事共同企業体の要件等)

第4条 特定建設工事共同企業体の資格要件及び結成方法は、次に定めるところによる。

- (1) すべての構成員が、当該年度の建設工事入札（見積）参加有資格者名簿に登録され、かつ、建設業法第27条の2第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けている者であること。
- (2) すべての構成員が、建設業の許可を有してから3年以上の営業年数と元請として相当の施工実績を有すること。
- (3) 構成員の数は、2業者又は3業者とし、工事ごとに定めること。ただし、特に大規模な工事で、かつ、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合は例外的措置として5業者までとすることができる。
- (4) 組合せは、原則として当該業種の等級区別の最上位等級のみ、あるいは最上位等級と次順位等級に属する者であること。
- (5) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (6) 運営形態は、共同施工方式とすること。ただし、技術上又は経済上、分離又は分割発注が困難と認められる工事の円滑な施工を確保するため、必要と認められるときは、分割施工方式（国土交通省方式による乙型をいう。）によることができ

きる。

(7) 共同施工方式による場合の各構成員の出資比率の最小限度基準については、次のとおりとすること。

ア 2業者の場合 30パーセント以上

イ 3業者の場合 20パーセント以上

ウ 4業者の場合 15パーセント以上

エ 5業者の場合 10パーセント以上

(8) 代表者は、原則として施工能力の大きい者とし、共同施工方式においての出資比率は構成員中最大とすること。

(特定建設工事共同企業体の結成方法)

第5条 市長は、特定建設工事共同企業体の構成員となるべき者の資格要件、申請期限その他必要な事項を公示して任意に結成させるものとする。

2 対象工事について1の業者が結成できる特定建設工事共同企業体の数は、1とする。

(特定建設工事共同企業体の格付)

第6条 特定建設工事共同企業体の等級格付は、構成員のうち、上位の等級に格付された業者の格付による。

(入札保証金)

第7条 特定建設工事共同企業体に係る入札保証金は、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第9条第2号の規定により免除するものとする。

(入札書等の形式等)

第8条 共同企業体の入札書の形式及び契約書における相手方の表示等は、次のとおりとする。

(1) 入札書の形式及び契約書における相手方の表示

○○○○共同企業体

代表者 ○○建設株式会社 代表取締役 何 某 印

構成員 ○○土木株式会社 代表取締役 何 某 印

株式会社○○建設 代表取締役 何 某 印

(2) 契約書中に特記すべき事項

「○○建設株式会社外○者は、特定建設工事共同企業体協定書により、この工事を連帯して請負う。」

(3) 契約約款中に特記すべき事項

「市長は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、

当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、市長に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

(補則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年6月1日から実施する。
- 2 呉市建設工事共同企業体要綱（昭和54年5月22日施行）は、廃止する。

改正 平成6年1月6日  
平成7年7月5日  
平成9年4月1日  
平成15年4月1日  
平成20年4月1日  
平成22年4月1日  
平成24年4月1日